事例No.	1512
公表年度	R3
団体の属性	都道府県
団体名	鳥取県

事例区分	公営企業

タグ	・電気事業 ・新たな政策手法の確立・活用 ・公共施設活用

事例種類	PFI

事例内容・タイトル

鳥取県営発電所の PFI（コンセッション事業）について

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（令和３年10月号）

先進事例紹介



鳥取県営発電所のPFI（コンセッション事業）について

鳥取県企業局　経営企画課

1．はじめに

1.1　鳥取県の県勢

鳥取県は中国地方の北東に位置し、東は兵庫県、南は岡山県と広島県に接し、西は島根県に隣接しています。北方には日本海、南方は中国山地が連なり、県域は東西126km、南北62kmの東西に細長い県で、総面積は3,498km^2で、日本の全面積の0.9%を占めており、都道府県別で41番目です。山地が多い地勢で森林面積は県全体の約74%を占めています。

気候は、梅雨期、台風期に雨量が多いほか、冬季の積雪が多いのが特徴で気温は比較的温暖であります。

1.2　鳥取県企業局の説明

鳥取県における企業局所管の公営企業は、産業経済の発展を図り、県民の福祉の増進に寄与することを目的として、現在、電気事業、工業用水道事業、埋立事業の３事業を行っており、県全域に亘って企業局の関連施設があります。

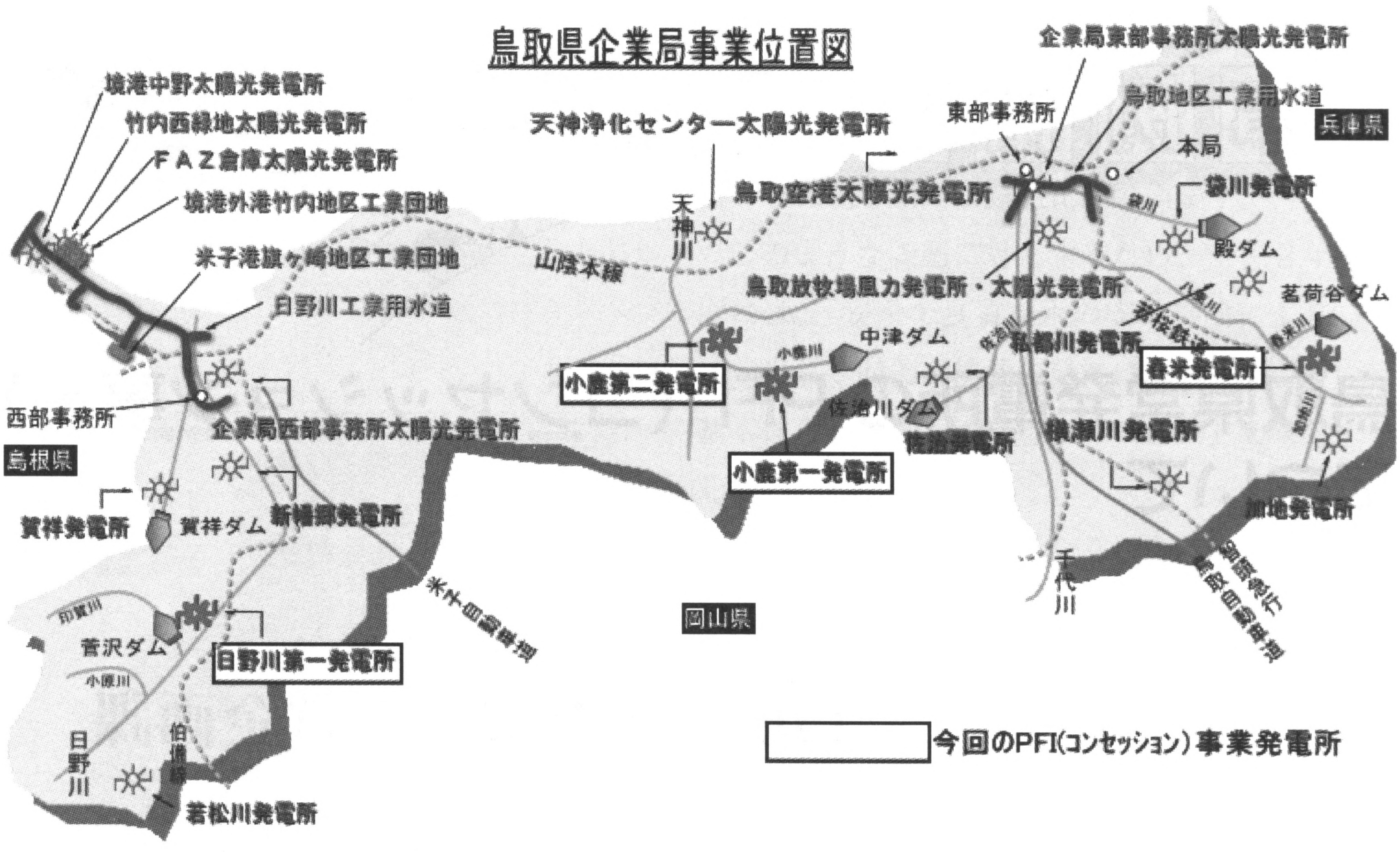
県庁所在地である鳥取市に本局、そして県下全ての水力発電所の遠隔制御、県東部から中部までに立地する水力・風力・太陽光発電所の維持管理のほか鳥取地区工業用水道を管理する東部事務所、県西部地区に立地する水力・太陽光発電所の維持管理のほか日野川工業用水道の維持管理を行う西部事務所の３箇所で総勢約40人の職員で事業運営を行っています（図１）。

1.3　鳥取県の電気事業

鳥取県の電気事業の始まりは、昭和25（1950）年12月に県下工場誘致計画の一環として、西伯郡日吉津村に日本パルプ工業米子工場(現王子製紙)が誘致されることとなり、この電力を確保するため、日野川総合開発計画の一環として、県営での水路式発電方式による幡郷発電所を建設することになりました。昭和26年５月に着手し昭和28年３月、最初の県営発電所として最大出力2,180kWの幡郷発電所が完成し、同年４月から営業運転を行い、本県の電気事業が開始されています。

令和元年度時点での運営管理発電所は、水力

図１　鳥取県企業局事業位置図



12箇所で合計出力38,160kW、風力１箇所３基で3,000kW、太陽光８箇所で合計出力6,660kWの施設があります。

春米発電所のリニューアル事業に着手する前の平成28年度時点での企業局の電気事業の県内シェアは、鳥取県の電力自給率が概ね４割強といった状況で、電力需要比では４％程度、発電供給比では１割程度といった状況であり、企業局の発電は、電力輸入県における電力供給者として一定の存在意義はある状況となっています（表1）。

２．PFI（コンセッション）事業の取組

2.1　PFI（コンセッション）検討の背景

鳥取県でのPFI（コンセッション）事業の取

表１　県内の電力供給および電力需要に占める県営電気事業の状況（平成28年度）

単位：MWh、%

区分	水力発電	火力発電	新エネルギー					発電合計	電力需要
			風力	太陽光	バイオマス	廃棄物	計		
全県	794,163	611,917	74,734	64,438	(420,521)	(164,693)	139,172	1,545,252	3,650,020
発電合計比	51.4%	39.6%	*4.8%*	*4.2%*	*27.2%*	*10.7%*	9.0%	100.0%	
電力需要比	21.8%	16.8%	*2.0%*	*1.8%*	*11.5%*	*4.5%*	3.8%	42.3%	
企業局	**155,075**	**0**	**4,988**	**8,403**	**(0)**	**(0)**	**13,391**	**168,466**	
発電合計比	**10.0%**	**0.0%**	**0.3%**	**0.5%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.9%**	**10.9%**	
電力需要比	**4.2%**	**0.0%**	**0.1%**	**0.2%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.4%**	**4.6%**	

資源エネルギー庁電力調査統計（2016年度）より集計、新エネルギー中、バイオマス廃棄物欄の（）書き火力発電の内数として再掲
（※平成29年度の春米発電所再整備工事開始前の全発電所稼働年度の集計値を記載）

組は、平成30年開始の鳥取空港が初であり、かなり後発ですが、県有施設の効率的管理運営の観点から、平成28年３月に策定した「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」において下記区分の事業が検討対象となっていたこと、また平成28年の11月の県議会でのコンセッション事業に関する質問において、「やりようによっては対応可能なレベルではないかと考えるため、検討の俎上に載せたい」という知事の前向きな発言があり、コンセッション導入に向けた検討がスタートしました。

【鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針】

① 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修）

② 単年度の事業費が１億円以上の公共施設整備事業（運営等）

また、PFI（コンセッション）事業導入を検討する背景には、今後の電気事業を考える上で、最優先で下記①の課題を解決する必要がある中、検討開始当時は2020年度以降の中小水力のFIT制度が視界不良な状況であり、40名程度の企業局組織で確実にFIT適用を受け、リニューアル実施の確信が持てる状況にはなく、下記③についても検討が必要な状況が背景にありました。

① 運転開始後半世紀を超える施設リニューアルへの対応

② FIT適用による収益性向上

③ 県直営施工とした場合のFIT適用の確実性

2.2 PFI手法検討調査及び導入可能性調査

ポイント①の「運転開始後半世紀を超える施設リニューアルへの対応」において、春米発電所を含む４発電所（表２）がリニューアル対象となる状況において、県議会での議論を踏まえ、平成29年度に一年かけてPFI事業の導入可能性調査を実施しました。

その結果は、次のとおりであり、FIT制度適用のスケジュールが可能で相当額の運営権対価が見込まれる３施設についてコンセッション導入に向け、その歩みを一歩進めることとなりました。

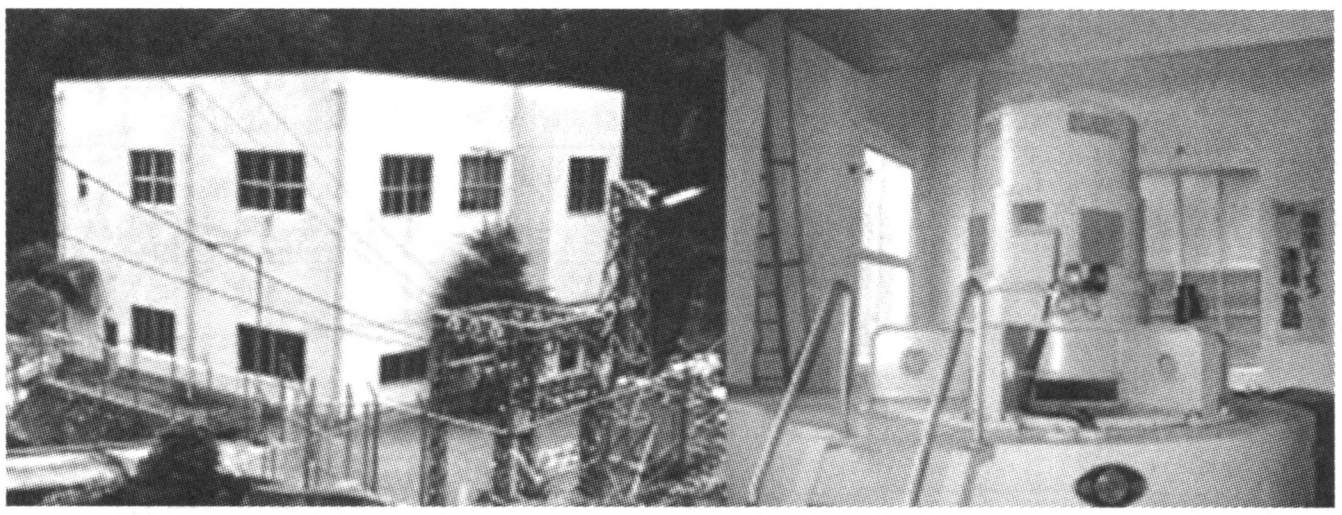
なお、日野川第一発電所については、平成28年に議会で初めて水力発電のコンセッションが議論された際の整理として、小鹿、春米より約

表２　PFI手法検討調査及び導入可能性調査の対象発電所

発電所名	所在地	運転開始	最大使用水量（m^3/s）	出力（kW）	H29発電実績（MWh）	取水形式	備考
（オシカダイイチ）小鹿第一	三朝町	S32.10.23	2.0	3,600	15,596	ダム水路式	
（オシカダイニ）小鹿第二	三朝町	S33.4.30	2.6	5,200	24,140	ダム水路式	
（ツクヨネ）春米	若桜町	S35.12.9	4.0	7,900	3,227	ダム水路式	H29県発注でリニューアル開始
（ヒノガワダイイチ）日野川第一	日野町	S43.1.30	4.0	4,300	12,068	ダム水路式	多目的ダム（国交省管理）利用 H29時点　劣化調査未

写真１　小鹿第一発電所（県内最古の県営発電所）

小鹿第一発電所（今回事業の再整備対象発電所）



上流ダム（中津ダム）

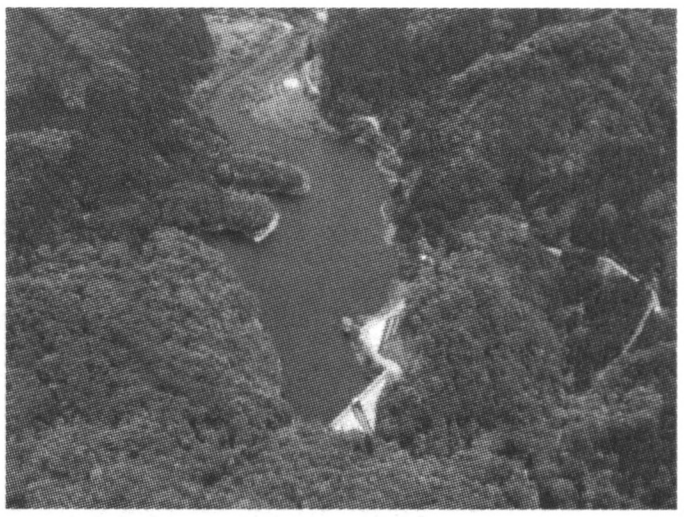
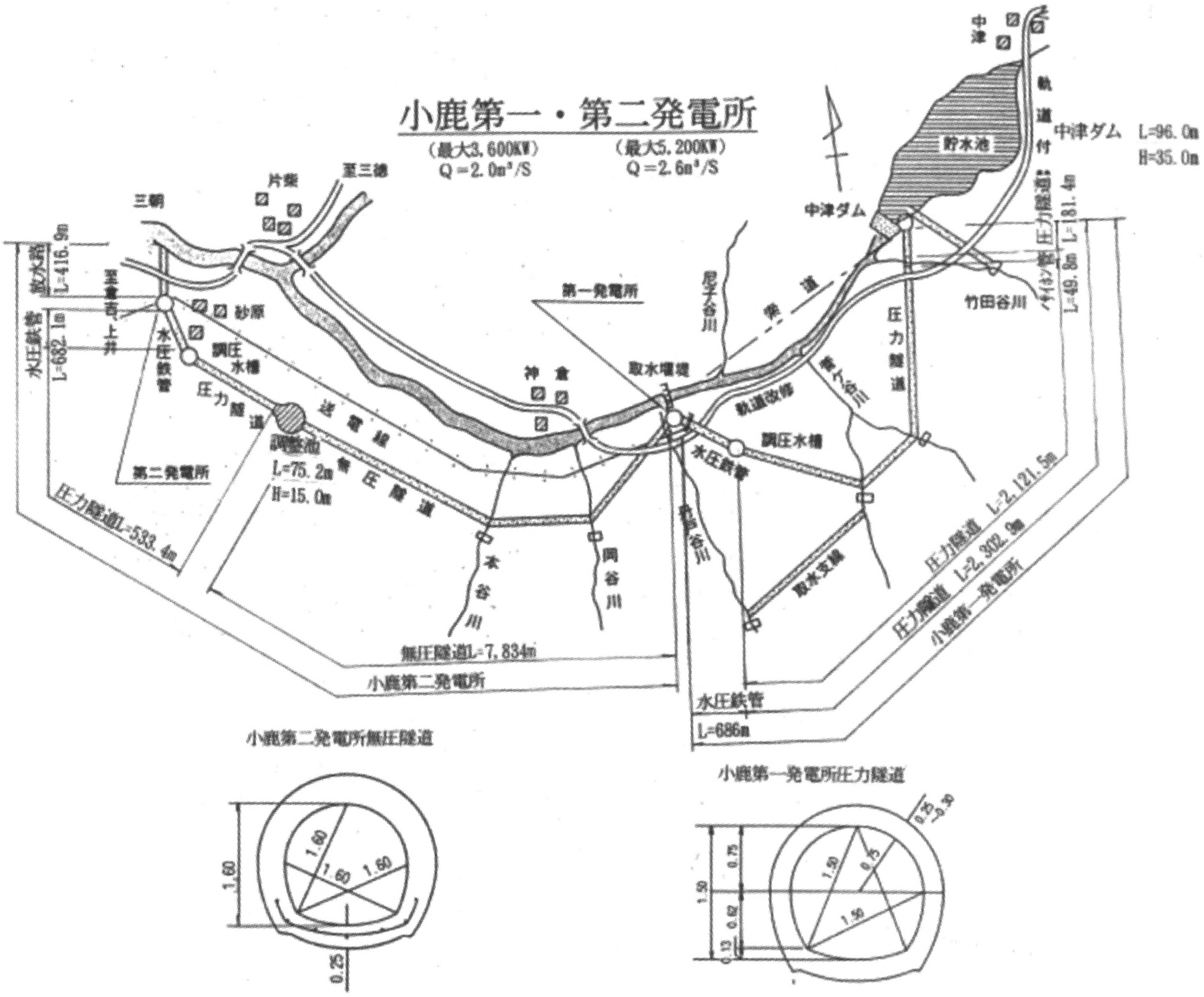


図２　小鹿第一・第二発電所配置図（今回事業の再整備対象発電所）



10年新しく、健全度調査が十分なされていない中、FITにはまず間に合わないだろうという見込みに加え、県の西部地域の奥に位置する地理的特性から３発電所と一緒にすることは民間に敬遠されることを懸念し、対象外としていましたが、平成29年11月県議会において、日野川第一発電所のコンセッション導入の是非が取り上げられ、知事より平成30年度予算で調査経費を計上するとの答弁があり、検討の俎上にのせることが決まりました。

【調査結果】

・多額の施設整備費を要する小鹿第一、第二発電所、日野川第一発電所は一定

のVFMが見込まれ事業性がある。
・県がFIT適用で改修する春米の運営を含め、コンセッション導入の可能性がある。
・ただし、施設劣化度や改修上の課題が未整理の日野川第一発電所はFITに間に合わない可能性があることから、小鹿第一、第二発電所、春米発電所の３施設を対象とすべき。

2.3　コンセッション事業の検討

鳥取県では、民間活力導入の方針決定の場として、「県有施設・資産有効活用戦略会議」が設置されており、先の導入可能性調査結果を踏まえ、水力発電のコンセッション導入是非について、平成30年５月に議論しました。

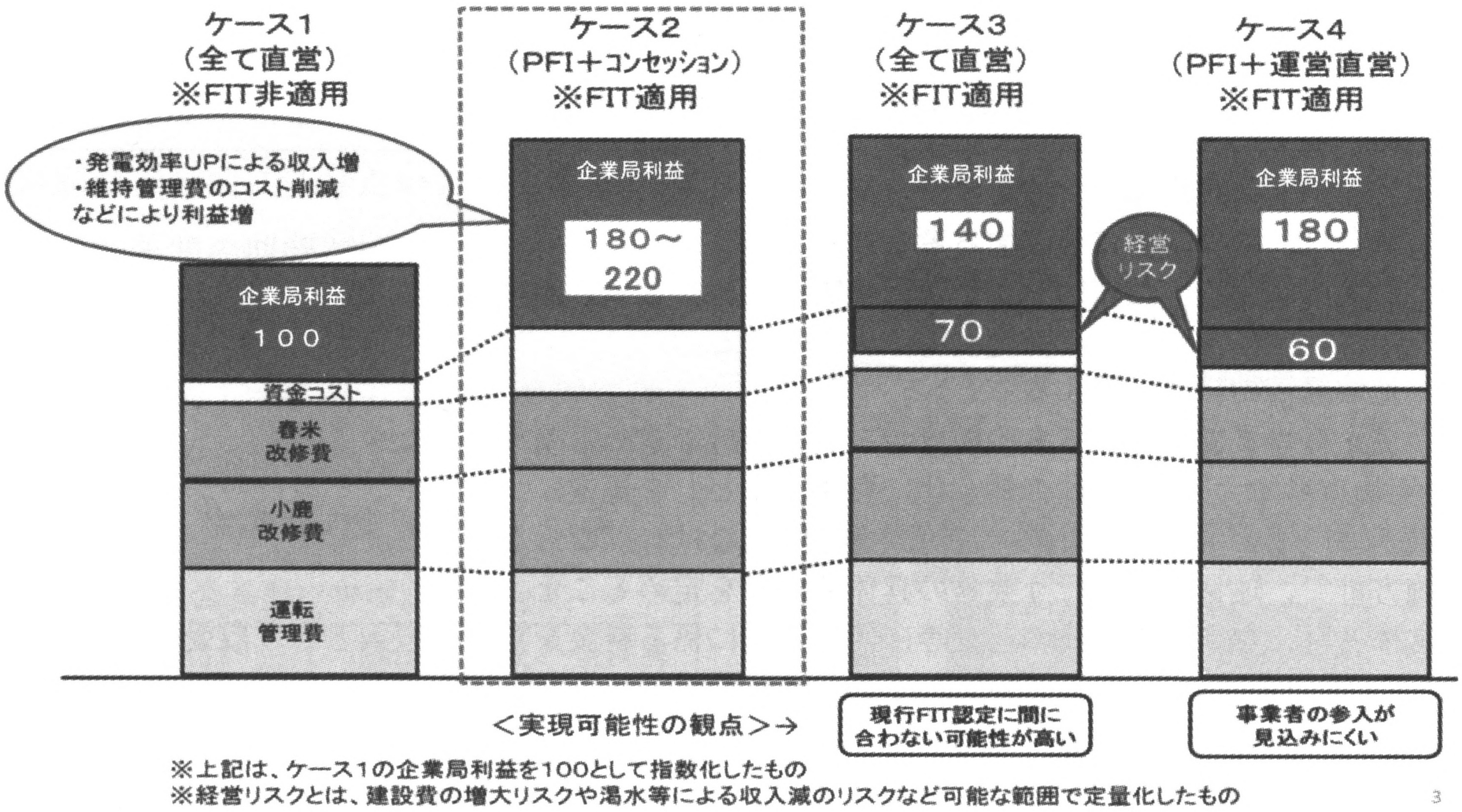
当時の議論では、コンセッション方式のほかに、FIT適用を前提とした整備・運営を全て直営実施とした場合（**ケース３**）、FIT適用前提でDB方式により民間で整備、その後の運営を県直営とする場合（**ケース４**）といくつかパターンを設定し、その比較を行いました。**ケース３、ケース４**のような都合のよいところだけ切り取った手法は実現性の観点で疑義があり、当事者の視点からは、かなり強引な印象の残る比較でしたが、経営リスクの移転などを踏まえるとコンセッション方式に優位性があることが認められ、この方式の導入を会議で確認しました（図３）。

これにより小鹿第一、小鹿第二、春米の３発電所について導入に向けた歩みをさらに進めることとなりました。

一方、FITに間に合わない可能性があるとして、コンセッション対象から外れた日野川第一発電所について、幸いにもFIT制度の変更によりH29年度と同条件での適用期限が１年延伸され、同一実施の可能性が出てきたことを踏まえ、時間的猶予が確保された中で劣化度診断や課題整理のために調査事業を実施することができました。

そして、その調査の中間整理で施設整備上の課題に概ねの見通しが立ったこと、また、相応のメリットがあることを踏まえ、３施設に加え

図３　発電所リニューアル方法の検討



て４施設同一公募とする方向で軌道修正を図りました。

なお、地理的特性等の面で事業者から敬遠されるであろうと予想していた日野川第一発電所の同一事業化については、水面下でこの事業に高い関心を寄せる複数の企業にマーケットサウンディングの中で感触を探り、絶対に反対という反応もなかったことを踏まえて、４施設全てを一事業者によりコンセッション方式で実施する方針を固め、平成30年９月の県議会での表明により市場に対して、対外的なメッセージを発信しました。

2.4　公募条件の整理

空港案件など先行事例では、選定手続の規定に際して、PFI 法の規定を基に効果的かつ効率的な運営ができるといった一般的な語句を用いることが多い中で、今回は、事業の特殊性を踏まえ、選定基準として次の４点を掲げ、決定した方針を踏まえ、正式な手続の第一歩となる、コンセッションに必要な実施方針条例において実施方針を表３のとおり、平成30年12月に議決を得て、施行しました。

- 発電所の運営等を安全かつ確実に実施できること
- 再エネの安定供給に資すること
- 地域経済の発展に資すること
- 実施方針で定める「県の財政健全化に資すること」

事業の概要は、次の３点としました（表４、表５）。そして、条例制定を受け、次の手順となる公募を「鳥取県営水力発電所再整備・運営

表４　公募条件(1)

【事業概要】

➢ 小鹿第一発電所、第二発電所、日野川第一発電所のリニューアル工事に併せ、春米発電所を含めた４発電所の運営業務を固定価格買取制度の適用期間の20年間、民間事業者に委ねること。

➢ 施設の使用、使用に伴う収益を得る権利を公共施設等運営権として設定し、その使用に伴う施設管理のほか、運営権対価の納付を含む一定の義務及びリスクを事業者負担するコンセッション方式とすること。

➢ 運営権は、４発電所に関してこれまで県企業局が管理運営していた施設設備の一切を対象に設定すること。

表３　実施方針条例（平成30年12月　議決、施行）

(1)　発電施設に公共施設等運営権を設定可能とすること。
(2)　運営権者は、次の基準に合致する者を選定すること。
　ア　対象発電施設の運営等を安全かつ確実に実施することができること。
　イ　再生可能エネルギーの安定供給に資すること。
　ウ　地域経済の発展に資すること。
　エ　アからウまでに掲げるもののほか、実施方針で定める基準を満たすこと。
　（実施方針で、「県の財政の健全化に資すること」を規定）
(3)　(2)の基準に適合するよう対象発電施設を運営しなければならないこと。
(4)　実施方針で、運営権者が行う業務の具体的内容を定めること。
(5)　運営権者は、対象発電施設の運営等に伴う発電に係る料金を自らの収入として収受すること。
　（PFI 法の規定は、文化施設等の施設使用料を念頭においたものだが、発電所の場合、売電収入がこれに該当する旨を内閣府に確認）
(6)　運営権者から運営権対価を徴収すること。

表５　公募条件(2)

	再整備業務			運営維持業務
	FIT 申請・設計	既存施設の解体撤去	建設工事	
小鹿第一発電所	○	○	○	○
小鹿第二発電所	○	○	○	○
日野川第一発電所	○	○	○	○
春米発電所	×	×	×	○

（凡例）　○…対象　×…対象外

等事業」として平成31年３月に開始しました。

2.5　事業者の公募

事業者の選定方法ですが、現在は法令改正により、WTO 該当として一般競争入札が原則となっていますが、当時はプロポーザル方式が可能であったため、本方式によるものとしました（表６）。

応募者の主な要件として定めたのが３点で、事前のマーケットサウンディングをもとに多様な業界の参加、競争性発揮を念頭に、入口となる応募要件は比較的緩めに設定しました。

なお、応募要件ではありませんが、選定された者の義務として、特別目的会社の県内設置を募集条件として要求しました。

事業期間は、長期に任せたいという思いに加え、FIT の20年間の期間だけ保てばよいといった安易なリニューアル計画を招きたくない意図もあり、運営権満了時に双方の条件が折り合えば最長約50年の運営を可能とする事業期間の延長を可能とするオプション延長を規定しました。

なお、当初は、発電所の終期は揃えるスキームを想定していましたが、揃えることでFIT 売電の期間が短くなり、収益性が低くなることに対してマーケットサウンディングの場で事業者が強い難色を示したことを踏まえ、図４のとおりとしました。県で先行してリニューアルを実施した春米発電所と事業者がリニューアルを行う発電所ごとに運営権期間を分け、FIT の20年は保証する取扱いとしました。

経済性を優先したことで運営権設定の終期が異なり、県に運営権が戻った場合の想定に対しては、最初に運営権終期を迎える春米の終了２年前までに４発電所の運営権期間の延長についての協議を受け、一括して延長の可否を決めることとし、運営者を改める対応に必要な時間は確保しており、極端に困ることはないとの認識によるものです。

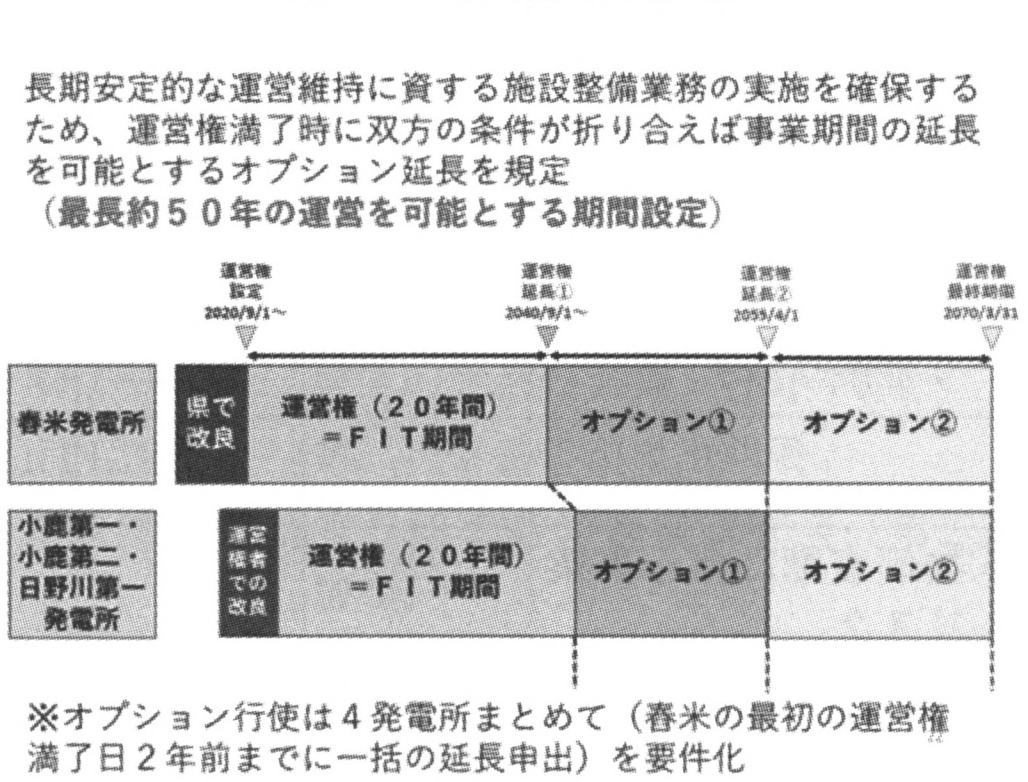
2.6　官民の役割分担

事業実施の役割及びその責任は、大原則として事業者とすることを基本としましたが、関係機関との協議を経て、河川法の適用を受ける本

表６　応募者の主な要件

選定方法	公募型プロポーザル方式
応募者の主な要件	・特別目的会社の議決権株式の全保有 ・他の応募者への重複参加の禁止 ・定格出力が1,000kW 以上の発電設備の発電事業の運営維持業務の実績

図４　事業期間の設定



事業の特殊性や官民連携の観点から官民の役割を表７とおり整理しました。

まず、電気事業法上の責任は事業者で負っていただく一方で、河川法上の責任については、県が負うこととしました。

河川法上の責任は県が負うこととしましたが、事業者には、県に代わって洪水吐ゲート操作をはじめとしたダムの運営維持の実務は担っていただくこととしました。

一方で、もし事業者のダム業務の実施過程で下流域に損害が生じた場合は、県はダムの設置者として損害賠償義務を負うこととしました。なお、事業者に契約不履行に該当する操作が原因で不手際に該当する事由があれば、県は求償することとなります。

また、水利権に係る権利・義務は県のままとしました。ただし、水利権更新等の手続に必要な書類作成は事業者の役割としました。③の法令変更リスク、⑤の物価変動リスク、⑥の発電量変動リスクは原則事業者負担としました。

④の災害等不可抗力リスクについても一定範囲は事業者に担っていただくこととし、県は不可抗力による工費アップ、一定額以上の災害復旧費を負担することで整理しました。

これらの役割分担は、関係官庁との協議、マーケットサウンディング、アドバイザーの各種調査結果に基づき設定しました。河川法上の責任分担に関して、条文に則して整理したのが、表８になります。

表７　官民の役割分担

	県	事業者	備　　考
①電気事業法上の責任	―	○	
②河川法上の責任	○ （原則）	―	・事業者は、県に代わり茗荷谷ダム及び中津ダムの運営維持業務を実施 （下流域に損害が生じた場合は、県が下流域に損害を賠償。事業者の運営維持業務の契約不履行（ダム操作規程に反する不手際）があれば、その分だけを県に支払う義務を規定） ・水利権に係る権利及び義務は県のまま ・水利権更新等の手続に必要な手続書類の作成は事業者の役割
③法令変更に伴う事業リスク	―	○ （原則）	・法令改正により、事業者に生じた追加費用うち、追加費用の発生防止を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものは県が負担。 ・県は事業者に生じた逸失利益は負担しない。
④災害等不可抗力に伴う事業リスク	―	○ （原則）	以下の内容以外は、原則として事業者が負担 ・不可抗力によるリニューアル工事の工費アップ（県が認めた場合に限る） ・不可抗力により生じた土木構造物の復旧
⑤物価変動に伴う事業リスク	―	○	
⑥発電量変動に伴う事業リスク	―	○ （原則）	以下の内容以外は、事業者が負担 ・ダム操作規程の改定による恒久的な使用量の制限

表８　河川法に関する整理

河川法他条文	県	事業者
（流水の占用の許可） 河川法第23条	流水占用に係る被許可者及び申請者	県が河川管理者に対して行う流水占用に係る許可申請における必要資料の作成
（水位、流量等の観測） 河川法第45条	観測の不備等本条違反による河川管理者による監督処分の被処分者	観測施設における水位、流量及び雨雪量の観測
（ダムの操作状況の通報等） 河川法第46条	観測の不備等本条違反による河川管理者による監督処分の被処分者	洪水時等における河川管理者、関係機関への通報
（ダムの操作規程） 河川法第47条	ダム操作規程の制定、改廃及び河川管理者への承認申請者	県のダム操作規程に従った操作
（記録の作成等） 河川法第49条	記録の不備等本条違反による河川管理者による監督処分の被処分者及び河川管理者の指示に基づく記録の提出	記録の作成・保管、県から求めがあった場合の記録の県への提出
（管理主任技術者の設置） 河川法第50条	事業者からの選任・異動報告に基づく河川管理者への届出	茗荷谷ダム・中津ダムの管理技術者選任・配置及び県への届出事項の報告
（洪水調節のための指示） 河川法第52条	河川管理者からの指示の受信及び必要な措置等の責任者	県の指示に基づく必要な措置の履行

３．審査の過程・結果

3.1　選定経過

選定経過は表９のとおりとなります。平成31年３月27日の公募開始から約１年の期間をかけ、優先交渉権者を設定しました。

マーケットサウンディング段階で、我々は４～５グループの参加を見込んでおり、仮に５グループとなると、全応募者を対象に相当の時間、労力を要する競争的対話を行うことは現実的に無理なことを踏まえ、一次での絞り込み、二次での最終選抜の方法を採用しました。

実際の応募者は７グループ総勢50社と予想を大幅に上回り、非常に高い市場の関心が示されたことは特筆すべきことでありました。

3.2　競争的対話

選定経過の中でかなりの時間をかけ行った競争的対話です。この「競争的対話」のネーミングから一体何をするのかイメージが難しいかもしれませんが、内閣府作成のPFIガイドライ

表９　選定経過

年月日	経緯
H30.11.28	第１回事業者選定審査会（委員長選出、実施方針案、要求水準書案の報告）
H30.12.25	PFI法に基づく実施方針条例（県営企業設置条例の改正条例）施行
H31.1.28	第２回事業者選定審査会（審査基準の協議等）
H31.1.29	実施方針公表
H31.2.22	第３回事業者選定審査会（優先交渉権者選定基準案の取扱協議等）
H31.3.27	募集要項公表（募集開始）
R1.5.15	参加表明締切り
R1.6.29,30	第４回事業者選定審査会（第一次審査）
R1.7.2	第一次審査結果に基づき県が４グループを第一次審査通過者として選定
R1.7～R1.11	競争的対話の実施（合計４回）
R1.12.26	第二次審査書類提出期限
R2.2.23, 24	第５回事業者選定審査会（第二次審査）
R2.3.4	第二次審査結果に基づき県が優先交渉権者を選定

ンでも競争的対話との語句が使われています。今回行った手続では競争という意味合いはなく、事業条件に対する詳細な詰めの作業であったり、事業隘路に対する要望対応を書面及び相対での直接協議を行いました。

上記の作業は大変な作業でしたが、このステップは民間事業者のリスク認識、対応力の一端を知る非常に貴重な手がかりであるとともに事業者提案を読み解く上で非常に重要な意味を持つと強く感じました。

また、募集段階の契約案は、PFIに精通した弁護士やアドバイザーを交え、内容を相当精査した上でリリースしたつもりでしたが、事業者からの指摘を受け修正が必要となったものもありました。

3.3　審査基準

表10に二次提案審査の基準を示していますが、実施方針条例で規定した４つの選定基準を大項目２～５番目にかけて設定しました。

なお、価格点の運営権対価の多寡については、県財政健全化への寄与として、25％の重み付けで組み込みました。

3.4　審査結果

事業者選定に際しては、公共政策の専門家、公営電気事業団体の幹部、地元経済団体役員、地元大学の先生、企業局長の６名で組織する審査会を設置し、提案書を合議で評価いただきました。

かなり膨大な量の提案書を読み解いていただく大変で困難な作業となりましたが、第一次審査により選定した４グループに対して、収支計画・リスク対応や非常時の運営維持体制などについて提案書をベースにヒアリングも交え審査会の委員の方に丁寧に評価いただき、表11の結果となりました。

結果としては、各グループに対して技術力、

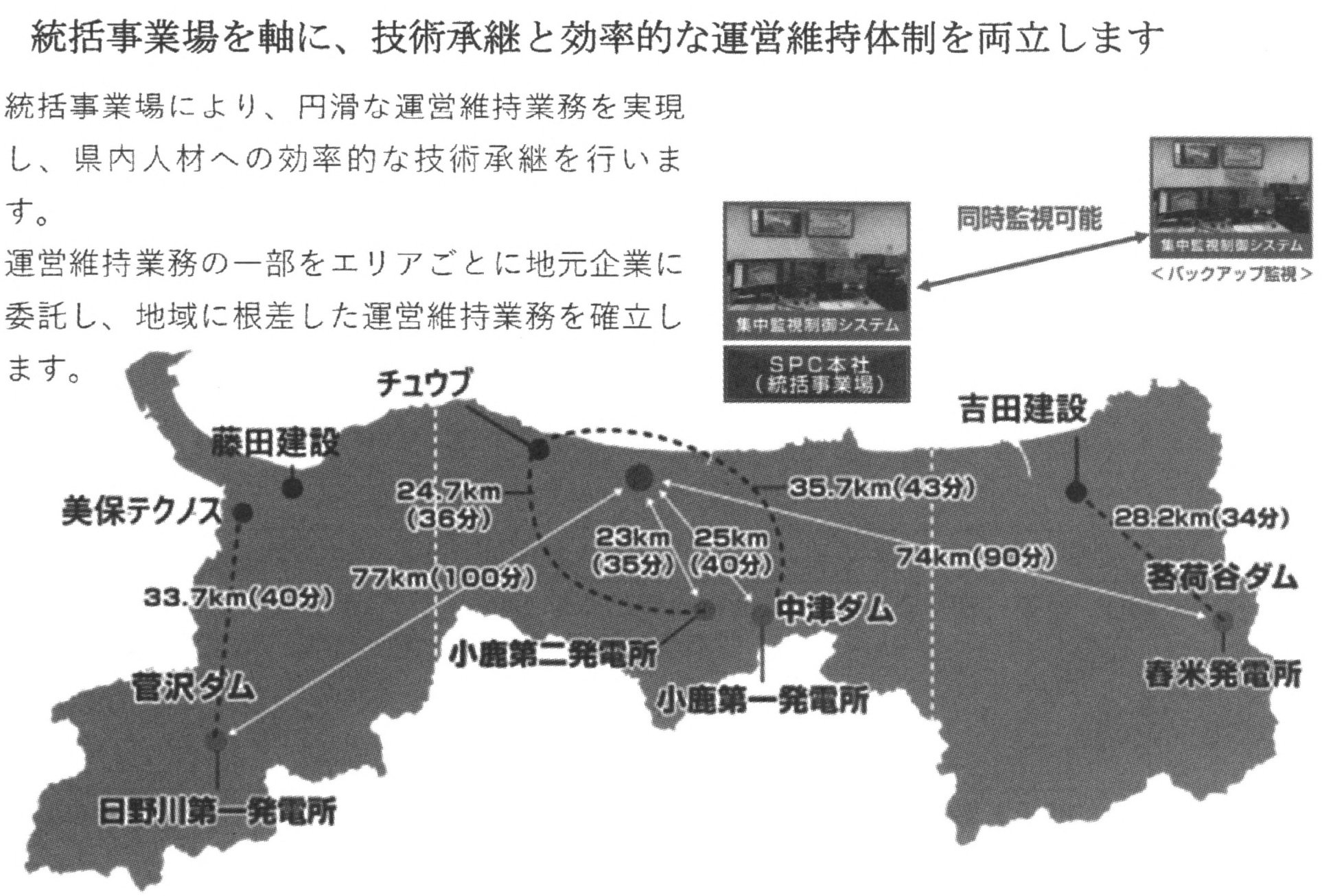
表10　二次提案審査基準

提案項目		配点
1　確実な事業遂行体制	(1)　事業全体方針	5点
	(2)　事業実施体制、職員の配置方針	20点
	(3)　収支計画及びリスク対応方策	20点
	(4)　事業スケジュール	15点
2　安全かつ確実な事業運営	(1)　関係者との調整	10点
	(2)　通常時の運営維持	12点
	(3)　非常時の運営維持	23点
	(4)　長期の保全・更新投資計画	15点
3　再生可能エネルギーの安定供給	(1)　小鹿第一発電所の再整備業務計画	15点
	(2)　小鹿第二発電所の再整備業務計画	15点
	(3)　日野川第一発電所の再整備業務計画	15点
4　地域経済の発展への寄与	(1)　地域経済の発展のための方策	37点
	(2)　地域資源の活用方針	13点
	(3)　独自の取組	10点
5　県の財政健全化への寄与	運営権対価 評価点＝（提案価格／最高価格）×配点	75点
	合計	300点

表11　第二次審査結果

提案者	評価項目（大項目）及び得点結果					
	確実な事業遂行体制（60点）	安全かつ確実な事業運営（60点）	再生可能エネルギーの安定供給（45点）	地域経済の発展への寄与（60点）	県の財政健全化への寄与（75点）	合計（300点）
優先交渉権者	46.0	45.7	33.0	42.0	75.0（165億円）	241.7（1位）
第２位グループ	40.0	41.6	27.0	40.7	55.9（123億円）	205.2（2位）
第３位グループ	34.8	33.5	30.0	36.0	65.0（143億円）	199.0（3位）
第４位グループ	33.5	34.8	24.0	36.0	50.5（111億円）	178.8（4位）

図５　優先交渉権者の提案の一部



提案力を認めつつも、最終的には優先交渉権者の提案が最も高い評価を得ました（図５）。

４．事業の実施状況

4.1　FIT 取得

本事業の最初のマイルストーンは、より早く FIT 認定を取得するということでしたが、本事業のための特別目的会社（以下「SPC」という。）を令和２年５月に県内に設立してから９月上旬には取得された手腕は、こちらの期待に十分応えるものでした。

これからなお発電所の再整備に向けては、自然が相手であり、関係機関、利害団体との協議など困難が連続する場面も想定されるところで

すが、スピード感のある発電設備の刷新、そして効率的な発電所運営といったところは、まさに民間の本領が発揮されるところであり、官民連携のもとで事業進捗を図っていきたいと考えています。

4.2　OJTによる技術伝承

今回のSPCは、発電事業を手がける三峰川電力、中部電力と地元建設業者２社で構成されており、水力発電事業のノウハウは有していますが、令和２年９月に運営権を設定した春米発電所の管理運営においては、技術者の配置、地域の実情、地理的特性を考慮した発電所運営という観点を踏まえ、約１年間にわたって、発電所の維持運営、ダム放流時の初動対応・操作をOJTという形でノウハウを伝えるべく、SPCから県に春米発電所の管理運営を任される（逆委託）という形を取りました。

4.3　モニタリングによる監視

今回の発電事業コンセッションは、収入源はFIT固定単価による売電収入であり、直接的な住民サービスはないスキームとなっていますが、官民の適切な役割分担に基づく官民パートナーシップの下、特定事業契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書及び事業者提案書による水準が要求水準書を上回る場合はそれを安定的に充足することを確認する必要があることから、再整備業務、運営維持業務及び統括マネジメント業務について表12のとおりSPCによるセルフモニタリング並びに県が行うモニタリングを規定しました。

5．おわりに

本県では、戦後復興期の県内電気需要に応えるため、昭和30年代から40年代前半にかけ、この事業の対象となる県営電気事業の主力級の４発電所を相次いで開発、運用してきましたが、運転開始から約60年の歳月が経ち、老朽化が顕在化する中で、健全経営を継続しながら設備の

表12　モニタリング対象事項

区　分	業務・事業の内容	モニタリング対象事項等
再整備業務	(1)　調査・設計業務	【設計業務の開始時】 調査・設計業務の業務期間、実施体制、業務計画の要求水準との適合性 【設計業務の完成時】 調査・設計業務の成果物の要求水準との適合性
	(2)　更新工事業務	【更新工事開始時】 更新工事業務の施工計画の要求水準の適合性
		【更新工事完了時】 更新工事業務における完成物の調査・設計業務 成果物との整合性、その他要求水準の適合性
運営維持業務	(1)　運営業務	水利使用状況、記録、報告等の運営業務の要求水準の適合性
	(2)　維持管理業務	巡視・点検、騒音・振動対策、異常気象対応等の維持管理業務の要求水準の適合性
統括マネジメント業務	(1)　プロジェクトマネジメント業務	事業進捗管理等の要求水準の適合性
	(2)　経営管理業務	事業者の経営状況の要求水準の適合性
運営維持業務終了時の引継	運営維持業務終了時の引継業務	運営維持業務引継の要求水準の適合性

近代化を進め、一層の安定供給を図ることが県営電気事業に課せられた大きな課題でした。

水力発電所は、国の第５次エネルギー基本計画でもベースロード電源に位置付けられており、いかに永続的に繋げていくかが課題でしたが、その解決に向け、取り組んできたのが、「鳥取県営水力発電所再整備･運営等事業」でした。

結果としては、FIT の収益性を背景とした運営権対価約168億円（整備計画の諸調整により、提案時の165億円よりも約３億円増額）は想定を大きく上回るものであり、県財政健全化に対して大きく貢献するものとなりました。

一方、洪水、渇水への対応に関するダム運用や水利権といった役割は、行政がこれまで担ってきた公共的な側面であり、今後も一定の行政の関与が求められるところを上手に官民で分担できるコンセッション方式とするよう努力が求められるところです。PFI 法改正でコンセッションが日本に採り入れられて約10年になりますが、水力発電は、本件が本邦初の案件となりました。

本県が望む事業効果は既に出始めていますが、水力発電コンセッションの第一号案件として恥じぬよう、長期にわたる良好なパートナーシップを形成し、本事業が一つのモデルとして確立されるよう、下記事項を重点において、これからも取組を進めてまいりたいと考えています。

【水力発電コンセッション事業重点事項】

○安全確実な事業運営

○再エネの安定供給

○地域経済への貢献

○県財政健全化への寄与

